

農地改良行為が規制対象になる可能性があります！

～ 手続きしないと盛土規制法の違反行為になってしまうかも!? ～

盛土規制法を知っていますか？

令和3年7月に静岡県熱海市で発生した大規模な土石流災害をきっかけに、土地の用途(宅地、農地、森林)にかかわらず、危険な盛土等を規制する新たな法律「宅地造成及び特定盛土等規制法(通称「盛土規制法」)」が定められました。山形県では、令和7年4月に盛土規制法に基づく**宅地造成等工事規制区域**と**特定盛土等規制区域**を指定し、規制制度の運用を開始しました。

農地でも、**通常の営農行為(表土の補充や耕起など)**に該当しない、**一定規模を超える盛土や切土を行う場合は、事前に県知事の許可を受ける等の手続きが必要です。**

■規制区域のイメージ



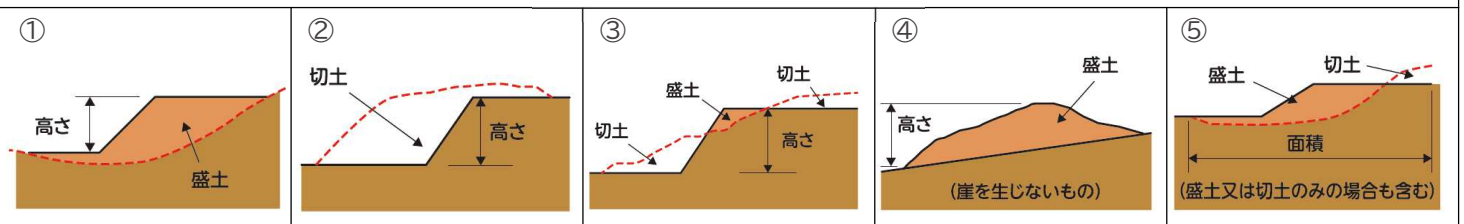
■規制対象行為の規模と必要な手続き

区域	行為	届出が必要な規模	許可が必要な規模
宅地造成等工事規制区域	土地の形質の変更(盛土・切土)	宅地造成等工事規制区域において新たに規制対象行為を行う場合の手続きは許可申請のみ	①盛土で高さ 1m超 の崖 ②切土で高さ 2m超 の崖 ③盛土と切土を同時に行って、高さ 2m超 の崖(①、②を除く) ④盛土で高さ 2m超 (①、③を除く) ⑤盛土または切土の面積 500㎡超 (①～④を除く)
	一時的な土石の堆積		①堆積の高さ 2m超 かつ面積 300㎡超 ②堆積の面積 500㎡超
特定盛土等規制区域	土地の形質の変更(盛土・切土)	①盛土で高さ 1m超 の崖 ②切土で高さ 2m超 の崖 ③盛土と切土を同時に行って、高さ 2m超 の崖(①、②を除く) ④盛土で高さ 2m超 (①、③を除く) ⑤盛土または切土の面積 500㎡超 (①～④を除く)	①盛土で高さ 2m超 の崖 ②切土で高さ 5m超 の崖 ③盛土と切土を同時に行って、高さ 5m超 の崖(①、②を除く) ④盛土で高さ 5m超 (①、③を除く) ⑤盛土または切土の面積 3,000㎡超 (①～④を除く)
	一時的な土石の堆積	①堆積の高さ 2m超 かつ面積 300㎡超 ②堆積の面積 500㎡超	①堆積の高さ 5m超 かつ面積 1,500㎡超 ②堆積の面積 3,000㎡超

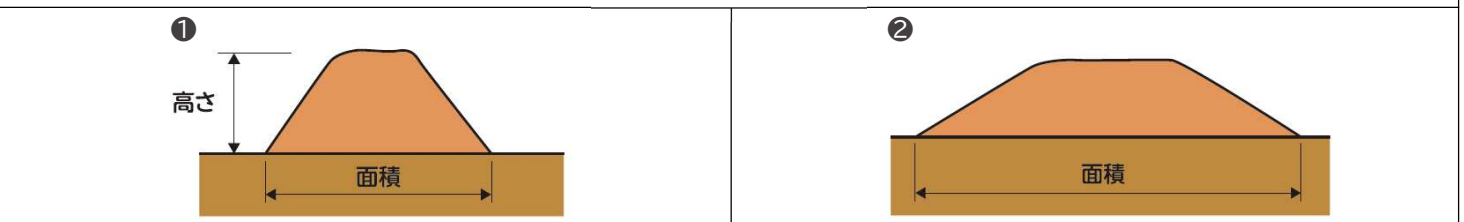
※「崖」とは、地表面が水平面に対し30°を超える角度をなす土地で硬岩盤(風化の著しいものを除く。)以外のものをいいます。

■規制対象行為のイメージ図

土地の形質の変更(盛土・切土)



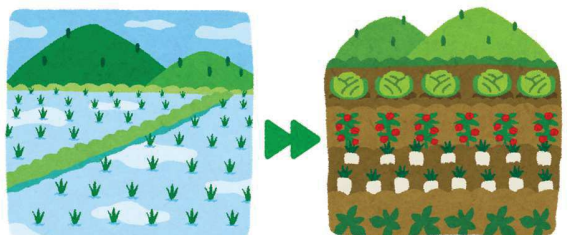
一時的な土石の堆積



| チェックリストで確認しよう

次の項目のいずれかにチェックが入ったら、盛土規制法の規制対象になる可能性があります。

- 農地の嵩上げをする(表土、土壌改良材を除く)
- 田畑転換をする
- 圃場を大区画化する(土地改良法の土地改良事業を除く)
- 農地転用をする
- 休耕田などに残土を受け入れる(一時的な仮置きも含む)



田畑転換



残土の受け入れ



盛土規制法の許可を受けるときは、**技術基準に適合した計画・施工**をする必要があります！



Q 農地改良届を出したら、盛土規制法の手続きはいらないの？

A 農地改良届をした行為が、必ずしも「通常の営農行為」に該当するとは限らないから、着手する前に相談しよう！



| お問合せ先

盛土等を行う土地※	事前相談・申請等窓口	電話番号
上市市、天童市、山辺町、中山町、寒河江市、河北町、西川町、朝日町、大江町、村山市、東根市、尾花沢市、大石田町	村山総合支庁 建設部 建設総務課	023-621-8408、 023-621-8207
新庄市、金山町、最上町、舟形町、真室川町、大蔵村、鮭川村、戸沢村	最上総合支庁 建設部 建設総務課	0233-29-1391
米沢市、南陽市、高畠町、川西町、長井市、小国町、白鷹町、飯豊町	置賜総合支庁 建設部 建設総務課	0238-26-6099
鶴岡市、酒田市、三川町、庄内町、遊佐町	庄内総合支庁 建設部 建設総務課	0235-66-5569

盛土規制法について詳しくは、**盛土ポータルサイト**をご覧ください。



<このチラシについて>
山形県 県土整備部
都市計画課
電話:023-630-2523

※山形市内については、山形市まちづくり政策部まちづくり政策課(電話(代表):023-641-1212)にお問い合わせください。